

大神惟基と海民佐伯是基

(二)

普通会員 佐 脇 賢

一

⑥ 大和大神氏と宇佐大神氏

そこで宇佐大神氏について少しだけ考えてみたい。

貝原篤信（益軒）の「八幡宮本紀」には、
欽明天皇三十二年辛卯の歲二月十日癸卯の日、^{豊前國}
宇佐郡菱形の池のほとりにて、應神天皇の神靈太神比
義に託して、始て神とあらはれ給ふ。（中略）宇佐宮の
古記に曰く、八幡大神菱形の池の辺りにおいて、神と
あらはれ給ひて、百三十一年の後、和銅五年より鷹居
瀬の社に鎮座しましけること五年ありて、元正天皇
靈龜二年より小山田の社に御移りありて十年御座す。
太神比義（おおみことひぎ）は宇佐大
神の譜男、辛島の勝瀬豆米、大神の御心に隨て奉り
て、小山田の神殿を作て祭り奉れり。太神氏は祝職に
して、比義を以て元祖とす。比義の遠孫田麻呂初めで
大宮司に任ず。

（「豊前國志」より抜粋）

こうした古伝には、宇佐八幡宮の創祀を欽明天皇の三
十二年（セセイ）と伝えているが、これほどこまでも伝承
で、故半田康夫氏は「大分県史要（沿革）」の文句で「八
幡神はもともと宇佐豪族の氏神であった。そして比咩神
は、宇佐豪族を代表して神を祭る優れた巫女の開祖が神
として祭られたものであろう。（略）後に主神と尊えられ
るようになつた八幡神は（略）聖なる巫女（比咩神）が天
使まつた」として祭られたものであろう。（略）後に主神と尊えられ
る三韓征伐伝説が九州にひろまつてくると、母后神功星
后の胎中にあってよく三輪をことむけ、筑紫において生
れられたといふ譽田別星子（應神天皇）と結びつけてしま
つた。」とのべておられる。つまり八幡三座の神はうち比
咩神（比賣神）は宇佐國造（氏神）で、邪馬台國の卑彌呼の
ようだ宇佐の國を統治した女王（巫女）を神として
祭つたもので、宇佐豪族（宇佐・大神・辛島・田都の四族）の
中心である宇佐國造（宇佐氏）が祭祀した。八幡神はも
と辛島勝（辛島氏）・漆島氏（漆島氏）が祭つていた鉢葉神的性格
をもつた氏族神で、豊前の銅雀地帯に支配的勢力をもつ
て、宇佐に移り、八幡大菩薩宇佐宮とよばれた。

宇佐八幡宮を創祀したと伝えられた太神比義は宇佐大
神氏の系図によると、大己貴命の後裔田片禹命の裔と女
つて、吾田片禹命は宗形君の祖で、またの名を阿田
賀田須命といい、和邇君の祖である。この阿田賀田須命
の子が大田田秋吉命（大田々根子命）で、大物主神の神靈
によって生れたという親者（男性の巫祝）、大和大神比義
を創祀したと伝える。大田田秋吉命の子太神氣持命は三
子があり、長き大鷦鷯命といい、賀茂若の祖。次き大友
主命といい、大神君（大三輪君）の祖。三き田々彦命とい
い、神部直・大神部直の祖である。宇佐大神世の系図は
ここで大神君（大三輪君）と関連する。才媛わち大神比義
は大和朝廷の祝職で、大和三輪の豪族大三輪君の一族とい
うことになる。そのことは比義の大神氏が本來「おお
が」ではなく、「おお友わ」であることを証しているが、
それとともに大和朝廷の支配下に入つた宇佐豪族は、太

神比義の託宣によつて、誓田別天皇（応神天皇）と宇佐八幡宮の主神に迎え、比咩神・大带姫命（神功皇后）と合せ祭つて、八幡三所の大神とした。ただここで問題になるのは、大神比義の姓（ハシタ）で、かりに宇佐八幡宮の創祀を、敏明天皇の御代とすれば、大神比義は大神君比義若くは大三輪君比義と書すべきで、この点宇佐大神姓の起因は疑問がないこともない。ながら前掲の「八幡宮本記」には太神氏と書き、「おおが」と読ましているが、これは大神氏でなければならぬ。

⑦ 東大寺大仏造立と大神氏の盛衰

「六世紀の末、政府は仏教と融合した原始八幡と帰化人の勢力を利用するため、蘇我馬子のうしろだてで、大和大三輪シャーマン大神比義を宇佐に移し、応神信仰を八幡に入れた。」（霞邊鑑文著「大分県方歴史」から）

（天平十九年、宇佐八幡は聖武天皇の大仏造立を援助して、天平勝宝元年、八幡大神祐宜大神杜女は徒五位下、主神司大神田麻呂は徒八位下大神朝臣の姓を賜つた。この年八幡神は奈良に勧請され、手向山八幡宮が造営される。ついで辛島主曾女を祐宜、宇佐公池守を神官司に任じた。）（同前）

聖武天皇が東大寺大仏の造営をはじめたのは天平十九年（七四七）であつた。ところが事業が容易に進まず、朝廷が困惑していくと、宇佐八幡神の託宣があり、天平勝宝元年（七四九）七月にいたつて完成した。

天平勝宝元年十一月朔、八幡大神祐宜外徒五位下大神田麻呂二人、賜^{おもて}大神^{おほみこと}輪^わ之姓^{なま}。

十一月、八幡大神の託宣を奉じた大神杜女一行は京に向ひ、十二月上旬大和國に入つた。天皇（孝謙天皇）は五

伎官八十人、散位二十人、六衛府金人二十人を遣あして、八幡神を平群郡^{ひらぐん}に迎えた。七日、天皇・太上天皇・聖武天皇（天武天皇）・皇太后（光明皇后）の東大寺行幸があり、八幡大神祐宜尼大神朝臣杜女は繁色の輿に乘つてお伴をし、東大寺を拝した。この日五千人の僧が仏前で讃経し、五節田儻^{ごくとう}や久米儻^{くめごくとう}が奉納された。そして左大臣橘諸兄が八幡神に詔を奉つたが、そのなかに託宣の言葉がよみこまれている。

「神われ、天の神、地の祇をひきぬかまいて、必ず

成し奉らむ。事立つにあらず、^{あらぬ}銅の湯^{おがね}き水となし、おが身^{おがみ}を草木土に交へて、障ることなくすナキ也。」

大仏開眼の式が終つて、祐宜尼杜女は徒四位下を授けられ、主神司大神朝臣田麻呂は外徒五位下に叙せられた。

天平勝宝六年十一月、葉師寺僧行信与^二八幡神宮主神大神朝臣多麻呂等、同^一意獻魅^{めい}、下^二所司^{しゆ}推勘^{すいかん}、罪合^{ざいご}遠流^{えんりゅう}。於是邊^{いそ}中^{なか}讒言^{さうげん}多治比真人^{たごひじん}、^{アメノヒト}足^{あし}、宣詔^{せんじょう}、以^二行^二信^二配^二下野^{しもつけ}葉^は師^し寺^て。丁亥^{（廿七年）}十一月、徒四位下大神朝臣杜女、外徒五位下大神朝臣多麻呂並除名從^ふ本姓^{ほんせい}。杜女配^一於日向國、多麻呂^名於^カ嶋^{しま}。因更^か振^ふ他^{ひと}人^{ひと}、補^二神宮^二祐^二宜^二尼^二。其封戶位田^一田八十町、二品比亮神封^一六百戸、位田六十町^一並兼物^一事已上、令^一大宰檢^一知焉^一。」（「續日本紀」卷十九）

大仏造営に功があつたので、祐宜尼大神杜女は徒四位下、主神司大神田麻呂は外徒五位下に昇進し、八幡神宮社として封戸・位田を奉獻され、發展の一路をたどつたが、天平勝宝六年十一月、意外の事件がおこつた。それと大神杜女・大神田麻呂が奈良葉師寺の僧行信と謀つて威懾^{おど}へ妙術^{めうじゆ}で人を呪うことを行つたといふ理由で、行信は下野國の葉師寺に追放され、大神杜女は朝臣の姓

流れられた。そして宇佐八幡宮は封戸、位田を國に返納し
友事件で、宇佐大宮司として権勢を振っていふ大神氏が

失脚し、「因て更に他人を擇んで、神宮祐宣、祝を補す」

とあるように、辛島与曾女が祐宣に、宇佐公池守が神宮司(大宮司)になつた。この事件は大神田麻呂が中央政界

の勢力争いに巻込まれたためおこつたものであろう。そ
して大神氏の失脚によって宇佐氏が台頭し、やがて宇佐

・大神兩氏による大宮司交代時代がくる。(大神田麻呂
の失脚で、宇佐公池守その子夏泉の宇佐氏が勢力を得て、
天平神護二年以降宇佐氏の氏神である比咩神に封戸六百
戸が奉納された。)

天平神護二年十月、甲申、授^{むけ}元位^{むけ}大神朝臣田麻呂外從
立位下、為^な後員外掾^{いん}。田麻呂本是八幡大神實宜大
神朝臣毛理壹(杜父)時、授^{むけ}以立位、任^{まわ}神宮司。及^{まわ}毛理

壹詔覽^{いのうらん}、復遷日向^{ひのくに}至^{いた}是後^{いは}木位^{きのくに}。^(統日本紀卷三十七)

これは大神田麻呂がその罪を許されて、外從立位下に
復し、豈後員外掾に補せられた記録である。天平勝宝六年
十一月、薩南種子島以西流されながら十二年目で、中

央政界は惠美押縣(藤原仲麻呂)・權勢の時代から、道鏡
政權時代に入つてゐた。宇佐八幡宮では宇佐氏が大宮司
として、しおりに勢力を養い、道鏡政權と結んで優位を

占めていた。田麻呂は復位して豈後員外掾となつたが、
その年朝廷及員外國司の赴任を禁止しているから、彼は
中央(奈良)に召されていなかつたのであるが、宇佐大

神氏系國によると、田麻呂の子種麻呂、その子雄惠麻呂、
その子家弘と数代にわたつて大宮司職についており、宇
佐氏の夏泉、春穎、是憲、持節とほどの同時期である。

このことは田麻呂が復位した時点で、大神・宇佐兩氏の大
宮司職交代制がはじまつたことを示している。なお宇佐
氏の大宮司職独占は平安中期以後である。

宇佐大神氏略系

大神比義→春麻呂

亂守

桂女

祐宣尼(日向國配流)

外從立位^{いは}
称寔尾

第1

諸男

田麻呂

種麻呂

太富司

雄黑麻呂

家祖^{小畠祖}

大宮司

「宇佐氏は根闊時代に立ると、根闊家を本家とおおぎ、
平安中期以後は大神氏を圧倒し、大宮司職を独占す

るようになる。これに対し、大神氏は下級神官となり、その庶流は宮外にてて豊後南部(大野・直入・海部)
の在地領主となり、平安末から中世にかけて盛んに

活躍し、独特的の石仏文化を残した」

(渡辺澄夫著「大分県の歴史」から)

渡辺澄夫氏もいつてゐるよう、豊後大神氏は宇佐大
神氏の庶流である。それは大神惟基が出生したという
大野郡諸方莊が、宇佐宮領「十郷三箇莊」の一莊である
ことがこれで証してゐる。

⑧ 豊後大神氏の始祖惟基

大神惟基と豊後介大神良臣や、その子大野郡領慶幾は
ほぼ同時代の人物である。そのため庶流の子が惟基とい
う説が生まれたのであるが、大神系譜や大友興廢記の伝元
る惟基は、嵯峨天皇(弘仁二年(890))三月五日に生れ、
元永元年(928)十一月に没したことになっている。しか
も、年九十三歳と記しているので、弘仁二年(890)元永元年
の間、三百七十年という数字が出、差引二百四十四年が宇宙
学き、この伝説を眉唾ものとする人が多い。鶴谷外史は
その著「佐伯志」の中でこの問題にふれ、大神慶幾が大

野郡領となつた寛平四、五年へハセニ、ハセミを惟基の生年とし、はつきり惟基を大神朝臣良臣の孫、庶幾の子であると述べている。この記述は「本朝世紀」天慶四年十一月の条にある。藤原純友の乱(天慶の乱)に一役をかつた佐伯(是木(是基))を、大神惟基と同人物と見てゐるからで、惟基の生年を寛平五年と推定、天慶四年四十八歳のとき、純友の次將の次將として活動した力ではないかとしている。

しかし、大神惟基は実在した人物には違ひないが、非常に伝説的色彩の濃い人物で、大神惟基としては正史に現われて来ない。源平盛衰記や平家物語は「あかがり太太」、あるいは「あかがり大孙太」。大友興廢記や梅年礼実錄などの郷土実錄類(軍記)は「大太郎惟基」ある。又草に「惟基」と書き、伝承上の位階や官名をならべてゐる。

そこで惟基の生涯を見ると、弘仁二年の生年から元永元年の没年にいたる三百七年は、あまりにも年数が長く、伝説的な人物とはいいえ不合理である。これはおそらく惟基個人の生活を指したものではなく、惟基に代表される数代の大神氏が、大野郡緒方莊に興つてから、大野莊(大野氏)・白杵莊(白杵氏)・植田莊(植田氏)・阿南莊(阿南氏)と、大野・海部・直入・大分各郡に勢力を拡張し、一つの文化圏を築いた、その間の年数を見てよく、いま白杵・三重・緒方・植田などの各地に残る石仏は、真名長者として語り継がれる豊後大神氏の文化遺産である。

それで曰く、惟基以外のところの人であろうか。大神氏が宇佐八幡祭祀の主導権を失つたのは、大神社女・大神田麻呂が、朝廷に罪を犯して配流になつたためであるが、田麻呂は十二年後の天平神護二年(七六七)罪を許され、外從五位下に復し、豈後員外郎に任命された。そして田麻

呂の子孫日宇佐氏と交代で大宮司職についたが、それも平安中期まで、しだいに大神氏は宇佐氏の下位につくようになつた。大神社女は日向に流されたが、その後に反はつきりしない。しかし、平安初期、日向の宇佐宮領(日向莊)には、大神氏や田部氏が入つていて、田部氏は宇佐宮領の莊官となつた土持氏、大神氏は高千穂莊を領して三田井氏を名乗つた。

高千穂町岩戸(旧西伊予郡岩戸村阿蘇原)にある天岩戸神社は、神話に見る天岩戸を御神体として、天照大神をお祀りする古社である。社伝によると、弘仁年間に大神惟基が再興し、三田井政次に伝え、三田井氏が代々祭祀したという。また高千穂町三田井の高千穂神社は、古くは十社大明神といい、智保神(後三毛入野命)を祭神とするが、祝職は田部氏・三田井氏が祭祀を司つた。以上の史伝から、日向大神氏即ち三田井氏と、大神社女一族(杜女には弟があつた一系四參照)とのつながりが考えられる。

すなわち(註)、大神社女・智保神・祖母嶽大明神へ媛姫(天明神)・一大神惟基の系譜で、惟基は杜女の直系でなくとも、頼者(乞事者)・男性シャーマンの性格をもつた在地領主で、祖母・傾山系の鉱物資源に着目した開拓領主でもある。

(註)巫祝(ふじゆく)・神事靈廟とよび出す人、つまり市神(神使)である。

大神社女は女性の巫祝者、男性の場合頼者という。